

手話奉仕員養成講座の受講生を募集します！



手話入門・基礎課程で技術と知識が学べる、手話の登竜門です。手話奉仕員(ボランティア)を目指す人や手話通訳者を目指す人も大歓迎です。手話言語で楽しく会話してみませんか？



● 入門編

▶ 日 時 9月5日(金)～令和8年2月27日(金)のうち、毎週金曜日 全24回
18時45分～20時15分
▶ 場 所 地域活性化センター(オイコス)
(須恵町大字上須恵1167-3)

● 基礎編

▶ 日 時 令和8年4月3日(金)～令和8年9月25日(金)のうち、毎週金曜日 全23回
18時45分～20時15分
▶ 場 所 シーメイト(志免町大字志免451-1)

- 対象者** 日本語で日常会話ができ、手話の学習経験がない以下の要件を満たす人
● 須恵町在住、在勤、在学の人 ● 15歳以上(中学生不可) ● 全過程(入門編、基礎編)を受講可能な人
- 定 員** 7人(宇美町および志免町でも各7人募集します) ※定員を超えた場合は抽選となります。
- 受講料** 無料 ※ただし、テキスト代4,290円(2冊分)が別途かかります。
また、テキスト準拠の有料クラウドサービスに任意で加入できます。(1,760円/年)
- 申込方法** 役場1階 福祉課窓口にて申込書を提出してください。また、下記送付先へ郵送またはFAXでの提出も可能です。
郵 送 先 〒811-2193 須恵町大字須恵771 須恵町役場 福祉課 障がい者福祉係 宛
FAX番号 ☎ 939-1776
なお申込書は、役場1階 福祉課窓口にて設置および須恵町ホームページからもダウンロードできます。
- 申込締め切り日** 7月25日(金)まで ※郵送の場合、消印有効 **その他** 託児はありません。

☎ 福祉課 障がい福祉係 ☎ 932-1493(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線127)

フレイル予防始めませんか？



- フレイルって何？** 加齢や病気によって心身の活力が低下し、要介護になりやすい状態のことです。早めに気づいて適切な対策をすることで、健康な状態に戻ることができます。
- フレイル予防教室** 最近、体力に自信がなくなったり、運動不足を感じていませんか？ フレイル予防教室では、体力測定などで自分の身体の状態を知ることができます。毎日自宅でする簡単な筋トレ方法も教えます！ ぜひご参加ください。

- 日 時** 9月8日(月)、22日(月)、10月6日(月)、20日(月)、27日(月)の全5回
全日時 9時30分～11時30分
(初回のみ12時まで)
- 場 所** 地域活性化センター(オイコス)1階
(須恵町大字上須恵1167-3)
- 内 容** ● 脳年齢や運動機能の測定
● ストレッチや座位でする筋トレの実践
● フレイル予防の講話
- 対象者** ● 町内在住で、要介護認定を受けていないおおむね65歳以上の人(64歳以下の方は要相談)
● 原則、全日程(5回)参加できる人
- 定 員** 25人
料 金 無料
申込方法 電話または役場1階福祉課5番窓口で受け付け
申込締め切り日 7月31日(木)まで
※申し込み多数の場合は、抽選で決定します。(初めて参加する人を優先します。)
用意するもの タオル、飲み物
※運動しやすい服装でお越しください。



☎・☎ 福祉課 高齢者福祉係 ☎ 932-1493(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線137)

国民健康保険加入している人へ



「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月に送付します

被保険者証廃止について

令和6年12月2日に被保険者証(保険証)が廃止となり、新たに保険証の発行ができなくなりました。現在、国民健康保険の保険証を使用して医療機関などを受診している人は、**8月からマイナ保険証または資格確認書を使用し、医療機関などを受診することになります。**

マイナ保険証とは

マイナンバーカードの健康保険証利用登録を完了した人がお持ちのマイナンバーカードのことです。医療機関などに設置しているカードリーダーにマイナンバーカードをかざして、本人確認をすることにより、健康保険証として利用できます。

資格確認書とは

マイナンバーカードを取得していない、またはマイナンバーカードの健康保険証利用登録が完了していない人へ交付されるものです。取り扱いは保険証と同様です。医療機関などの受付で提示することで受診できます。

マイナ保険証をお持ちでない人に届く資格確認書について

マイナ保険証をお持ちでない人には、7月に特定記録郵便で「資格確認書」を送付します。8月以降は届いた資格確認書をご利用ください。

マイナ保険証をお持ちの人に届く資格情報のお知らせについて

マイナ保険証をお持ちの人には、7月に普通郵便で「資格情報のお知らせ」を送付します。これは、カードリーダーのシステムエラーなどでマイナ保険証が利用できない場合や、マイナ保険証に対応していない医療機関を受診する場合など、不測の事態が起こった際に、マイナンバーカードと一緒に提示することにより受診することができます。そのため、**資格情報のお知らせはマイナンバーカードと一緒に持ち歩くことをおすすめします。**切り取り線を切り取って持ち歩くことも可能です。

なお、資格情報のお知らせのみで医療機関などを受診することはできませんのでご注意ください。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録をご検討ください

マイナンバーカードの健康保険証利用登録(マイナ保険証)には以下のメリットがあります。ぜひ登録をご検討ください。

- 過去のお薬や診療データに基づく、より良い医療を受けることができる
- 突然の手術や入院でも、高額な支払いが不要になる
- 救急現場で、救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定をすることができ、搬送先の病院でも適切な情報が活用される



☎ 住民課 住民係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線117)